

健康福祉常任委員会

平成20年6月11日
午前9時30分 開会
於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について
2. 議案第36号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第1号）（所管分）
3. 議案第37号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）
4. 議案第38号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
5. 議案第39号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）

2. 出席委員は次のとおりである。（7名）

委員長	吉田 正	副委員長	酒井 廣治
委員	柘植 満	委員	宮田 和美
委員	土田 進	委員	鈴木 喜博
委員	宇野 昌康		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副町長	社本 一裕
健康福祉部長	水野 正利	福祉課長	馬場 輝彦
こども課長	鈴木 一夫	保育長	中野 幸子
児童館長	稲垣 朝子	保険年金課長	吉田 治則
地域振興課長	星野 健一	健康課長	河合 俊英
福祉課長補佐	倉知 千鶴	保険年金課長補佐	吉田 幸弘
健康課主査	松井 昌子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 次長	佐藤 幹広
-------------	-------

(午前 9時30分 開会)

○委員長(吉田 正君) 皆さん、おはようございます。

健康福祉常任委員会をこれより開かせていただきます。

当委員会に付託された議案は五つございます。慎重なる御審査を賜りますように、まずお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

町長あいさつ。

○町長(酒井 鎧君) 改めまして、おはようございます。

本日は健康福祉常任委員会を早朝よりお開きいただき、まことにありがとうございます。

大変重要な案件であります。よろしく願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

○委員長(吉田 正君) ありがとうございます。

それでは、直ちに付託議案について議題といたします。

議案第35号から39号まで、当委員会に付託されております。本会議におきまして説明もなされておりますので、この委員会での説明は省略をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(吉田 正君) それでは私の方から質問させていただきますけれども、まず後期高齢者支援金について、この賦課限度額を12万円にするということなんですけれども、この賦課限度額というのは法律等で一定の基準が決められてきていると思うんですけれども、そこら辺は一体どういうふうになっているのかお尋ねしたいのと、それからその次の第6条関係ということで、特定世帯の軽減ですね。要するに75歳以上の人、例えば夫が75歳以上で、奥さんが75歳未満というか、そういう世帯になると、国保の方については5年間に限って軽減をするということなんです。平等割について軽減をする、それから世帯割についても軽減をするということですか。この5年間というのは、これも法律に基づいて何かあるんでしょうか。

それから、本会議でも言いましたけれども、例えばこういう世帯ならこういうふうになりますよというような例ですね。そういったものをちょっと出してほしいというふうに、私、本会議の席で申し上げたと思うんですけれども、出していただけないんでしょうか。以上です。

保険年金課長。

○保険年金課長(吉田治則君) それでは、順番にお答えをさせていただきます。

まず後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の12万円でございますけれども、本会議でも説明させていただいたとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令が4月30日に公布されまして、その中に賦課限度額が12万円というふううたっております。この賦課限度額12万円今回条例改正をするわ

けですけれども、これに先立ちまして、去る2月28日、国民健康保険の運営協議会において委員さん全員賛成のもと、お認めいただいております。

また、軽減の5年間でございますけれども、これにつきましてもこの政令等に示されておるということでございます。

そして、軽減の方でございますけれども、夫が75歳以上、妻が74歳以下の場合、夫が後期高齢者医療の方へ行くと。残った奥さんにつきましては5年間、均等割をこれまでどおり軽減するということでございます。そして、奥さん一人になった場合につきましては、5年間、世帯別平等割がさらに半額になるという形であります。

それと、本会議の方で資料提出を求められておりましたけれども、今調製中でございます。次の本会議には間に合うように提出をさせていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（吉田 正君） もう一つ、私、本会議で指摘させてもらったんですけれども、後期高齢者医療の保険料というのは2年置きに見直しがなされるんですね。どうなるのかということ、今の団塊世代と呼ばれている人たち、昭和20年ぐらい、それ以降一、二年ぐらいの人たちが75歳を迎えるころには、厚生労働省の試算でも、今、後期高齢者医療の保険料の平均は年間7万2,000円ですけれども、これが16万円に引き上がると、そういう試算が出されているわけですね。こういうことというのは、私も国民健康保険の運営協議会の委員になっておりましたけれども、そのときには全くそういうことも知らされていませんでした。それが事実です。ですから、そういったことを知らされずに私も賛成してきた、それは事実です。そういう意味では、いろんなことが今になってやっとわかってきた、そういう状況があると思うんですね。それが一つ、国保運営協議会の中で全員の方の賛成をしていただいたということを課長さんは言われたけれども、しかし、その時点でどういうことになっているのかということについては説明がされなかったんですよ。これからどうなるのかという意味ではね。その点においては、私は今となっては非常に大きな後悔をしているんです。

それからもう一つは、要するにあと十二、三年後の試算で見ると、この保険料が2倍以上になるということは、当然後期高齢者支援金というものも2年に1回ずつの見直しの中でどんどんふえていくんだろうということが予想されますけれども、そうすると、これはどういうふうに推移していくのか。その予想も多分出ておると思うんですけれども、どうなっているのでしょうか。以上です。

保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 委員長おっしゃられるとおり、団塊の世代が75歳になる平成37年には、医療費はピークになるというふうに報道等でもなされているところであります。

支援金については、今年度、最初の年ということで、ある程度その目安がわからないということで上げさせていただいております。広域連合で保険料とか所得割の率とか、2年に1度見直しをされると思いますけれども、大口町におきましてはこの医療費の動向を見まして、また来年に向け、今年度、

こちら辺も見直しをしていきたいというふうに思っております。ただ、将来的な支援金の推移というのは現在のところちょっと把握しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（吉田 正君） これで3回目になりますからあれですけども、当然後期高齢者医療の保険料が7万2,000円から16万円になるということは、十五、六年後には今の12万円も2倍以上にふえるんだと、そういう試算で間違ひないと思ひますよ。その割合に応じて負担させるわけですから、そういうことになるんですよ。だから、2年に1回ずつこの12万円がどんどんふえていくということになるんですよ、これは。

もう一つ問題にしたいと思ひているのは、今まで国保においては健診、人間ドック等がありましたよね。人間ドックをやってみえましたが、今度後期高齢者医療制度、75歳以上になると、その人間ドックが受けられなくなってしまう、国保じゃなくなったわけだからね。自治体によっては、後期高齢者になってもそれは市町村で面倒を見ましようということで、75歳以上の人も対象に、人間ドックをそのまま継続できるようなことをしてみえる自治体もあるというふうに聞いていますけれども、町の方もそういったことは当然把握してみえると思ひますが、いかような状況になっていますか。

当然、人間ドックが受けられんわけじゃないですね。3万何がし払えば受けられるわけですけども、今まで国保に入っておれば3分の1程度の負担で人間ドックが受けられたわけですけども、それが受けられなくなってしまうわけですね、その値段では。一遍に2万円以上余分に負担しないと人間ドックを受けられなくなってしまうわけです。1歳年を食ったがためとか、ことしの4月1日になった途端に受けられなくなってしまう、こういうことが既に出てきているわけですけども、これについてきちんと町の方としても対応すべきじゃないかということをお私に思ひますけれども、いかように考えてみえますか。

保険年金課長。

○保険年金課長（吉田治則君） 国保の人間ドックにつきましては、確かに20年度より75歳以上の方、後期高齢へ行かれた方については助成をしないという形であります。ただ、75歳以上の方が健診を受けられないというわけではございません。大口町におきましても、広域連合の方から委託をされ、健診事業を行っていくということでございます。

間もなく、健診につきましては皆さんに御案内を差し上げますが、人間ドックの助成をできなかった75歳以上の方につきましては、町で行う健診事業を受けていただいて、さらに町で行っているがん検診がござひます。それも一部負担金がありますけれども、こちら辺で対応していきたいと、御案内をしていきたいというふうに思ひます。以上です。

○委員長（吉田 正君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田 正君） 質疑なしの声です。

それでは質疑を閉じさせていただきます。

続いて、議案第35号の採決に入ります。

議案第35号 大口市国民健康保険税条例の一部改正について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田 正君） ありがとうございます。議案第35号については、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号 平成20年度大口市一般会計補正予算（第1号）（所管分）であります。

歳入歳出一括して質疑をいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田 正君） それでは、特に質疑もないようですので、閉じさせていただきます。

それでは採決に入ります。

議案第36号 平成20年度大口市一般会計補正予算（第1号）（所管分）について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田 正君） ありがとうございます。議案第36号については、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号 平成20年度大口市介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出一括して質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田 正君） それでは、質疑を閉じさせていただきます。

これより採決に入ります。

議案第37号 平成20年度大口市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（吉田 正君） ありがとうございます。全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 平成20年度大口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に入ります。

質疑を行います。

歳入歳出一括してお受けをいたします。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田 正君) 質疑ないようでございます。これで閉じさせていただきます。

それでは直ちに採決に入ります。

議案第38号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田 正君) ありがとうございます。議案第38号は、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算(第1号)に入ります。

質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田 正君) それでは、質疑を終わらせていただきます。

それでは採決に入ります。

議案第39号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算(第1号)について採決を行います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田 正君) ありがとうございます。全員の賛成をもって、議案第39号を可決すべきものと決しました。

以上で付託を受けました議案について、すべて終了いたしました。ありがとうございました。

委員会はこれで閉じさせていただきます。

(午前 9時50分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

健康福祉常任委員会

委員長 吉田 正